

龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置審議にかかる答申案

1 龍ヶ崎市立小中学校の適正規模について

小学校については、各学年ともにクラス替えによる交流が図られるよう1学年2学級（計12学級）以上、また、中学校については、すべての教科の担任が配置でき、かつ多様な教育活動ができるよう1学年3学級（計9学級）以上が、将来を見据えた理想的な学校規模であると考えられる。

2 龍ヶ崎市立小中学校の適正配置について

「龍ヶ崎市立小中学校の適正規模」の確保という観点からは、別添資料1で推計がなされている平成27年度において、上記1の基準を満たせなくなると予想される小学校8校、中学校2校の適正配置について検討することが望ましいと考えられる。

しかし、市内には、すでに全学年が単学級でクラス替えが出来なくなっており、かつ今後も児童数が徐々に減少すると予想される小規模校4校（長戸小学校・北文間小学校・大宮小学校・川原代小学校）があることから、まずは、これらの学校を優先させ、その対応を検討する必要があると考えられる。

こうしたことから、当審議会では、上記の小規模校4校が最も近接した小学校と統合した場合の学級数や最大通学距離等の変化について具体的な検討（別添資料2）を行ったが、これは、あくまでも一つの手法であり、当審議会がこうした形での統合を提案するものではない。

したがって、今後、小中学校の適正配置について個別具体の検討を行うにあたっては、子どもにとって望ましい教育環境の整備という観点を常に念頭に置きながら、地域の実情等についても充分考慮した上で、様々な視点から協議を重ねることを望むものである。

3 付帯事項

- (1) 適正配置の実施方法や実施時期については、行政のみで決定するのではなく、地域の方々に、きめ細かな情報提供を行うとともに、丁寧な意見聴取を行いながら進めること。
- (2) 個別具体の検討にあたっては、それぞれの学校に通う児童生徒の保護者や未就学児の保護者、学校教職員、地域の方々等で組織する専門委員会等を設置し、その中で合意形成を図るよう努めること。
- (3) 適正配置にかかる具体的な実施方法については、近接校との統合だけで

- なく、学区変更や学校選択制の導入など、様々な視点から検討すること。
- (4) 統合することになった場合には、統合後の児童生徒の環境の変化に配慮し、統合前に学校間の交流を行うなどして、児童生徒相互の融和を図ること。
 - (5) 統合により、遠距離通学となる児童については、スクールバス等の通学支援について十分に検討すること。
 - (6) 平成27年度以降に、再度、「龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置審議会」を立ち上げ、検討を行うこと。

4 添付資料

別添資料1及び別添資料2

別添資料1及び別添資料2については、前回審議会時のものと変更がないため添付を割愛させていただきます。

龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置にかかる答申案へのご意見

(意見箇所) 小中学校の適正規模について

(ご意見)

学級数の規模についてのみ書かれています。クラスそのものの規模 = 人数については、どのようにお考えでしょうか。

学力低下が叫ばれ、教育予算のGDP費がOECD加盟国で最低の日本において、やっと小学校1年生の35人学級実現に約50億円の予算を計上と新聞にありました。我が家は、小1と小5の娘が小学校に通っています。幸い5学年は入学時から1学級33名ほどで学習していますが、1年生は40名の大所帯です。学校も市も県も国も決まりですので一言で片付けますが、子どもにとっては学ぶ環境は同級生が何名いるかの運で決まるのです。単学級と統合に主眼がおかれているようですが、1学級あたりの児童数削減についても検討すべき時だと思います。

国・県等における公立小中学校の学級編制基準について

1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和33年5月1日 法律第116号)

(最終改正：平成20年6月18日 法律第73号)

第3条第2項から抜粋

各都道府県毎の公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40人

国では、平成23年度から小学校第1学年についてのみ1学級の児童の数を35人にする見込みである。

2 茨城県の公立小中学校にかかる学級編制基準の概要

1学級の児童又は生徒の数については、40人を基準としている。ただし、小学校第1学年から第4学年まで及び中学校第1学年については、35人を超える学級が3学級以上あり、かつ教室数に不足が生じない場合には、学級編制の弾力化により、1学級の増設（常勤教員を1名配置）を行っている。これにより学級増となった中学校については、さらに、非常勤講師1名を配置している。

この学級編制の弾力化により当市では、八原小学校第3学年（児童数159名）が4学級から5学級に、馴柴小学校第3学年（児童数112名）が3学級から4学級に、中根台中学校第1学年（生徒数145名）が4学級から5学級に、城ノ内中学校第1学年（生徒数223名）が6学級から7学級になった。

このほか、茨城県では、小学校第1学年から第4学年まで及び中学校第1学年については、35人を超える学級が2学級以下の場合には、チーム・テ

ィーチングや少人数指導を行うための非常勤講師を各学級に1名配置している。

これにより当市では、龍ヶ崎西小学校第1・2・4学年，馴馬台小学校第2学年，久保台小学校第1・2学年及び城ノ内小学校第1学年の各学級に非常勤講師が配置されている。

3 龍ヶ崎市の取り組み

当市では、学習充実指導を図るため各小学校に1名(八原小及び馴柴小は、2名)の非常勤講師を配置し、チーム・ティーチングや少人数指導を行っている。当市では、国や県の動向を踏まえながら、今後も継続して学校教育の充実を図ろうと考えている。